2　次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、同項の手数料を徴収せず、又は同項の規定による手数料の額から農林水産大臣が定める額を減じた額の手数料を徴収することができる。

一　我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要がある場合

二　承認を受けようとする外国人の属する外国との相互主義に基づき特に必要がある場合又はこれに準ずる特別の事由がある場合

三　承認を受けようとする外国人が行おうとする水産動植物の採捕、漁業等付随行為又は探査が我が国の漁業の発展又は国際協力の推進に寄与するため特に必要がある場合

（農林水産省令への委任）

第七条　前二条に定めるもののほか、入漁料及び前条第一項の手数料の納付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令第五条から第七条まで及び第八条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の許可又は同法第八条から第十条まで（これらの規定を同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の承認の申請を行った者が、それぞれ、同法第七条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき入漁料及び同法第十一条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料について適用する。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和二年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

府令・省令

内閣府
○農林水産省令第一号
国土交通省

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百七十三号）の施行に伴い、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令（平成八年総理府農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保証書）	（保証書）
第五条　保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	**第五条**　保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　第五号の額の担保金が排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）第十二条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨	七　第五号の額の担保金が排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）第九条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供されることを保証する旨
八・九　（略）	八・九　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。